

第 45 回 大阪市都市景観委員会 会議要旨

1 開催日時 平成 27 年 10 月 21 日(水)午前 9 時 30 分～午前 11 時 47 分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階(P1)会議室

3 出席者

(委員) 澤木 委員長、嘉名 委員長職務代理者、阿部 委員、岡田 委員、加賀 委員、
下村 委員、長町 委員、橋寺 委員、山納 委員

(大阪市)横山 建設局路政課長、寺川 建設局企画室長、西川 建設局公園緑化部長、
野口 都市整備局企画部長、田中 港湾局営業推進室長

植木 教育委員会事務局文化財保護課長、
角田 都市計画局計画部長兼交通政策室長

(大阪府)戸田 住宅まちづくり部都市空間創造室長

(事務局)川田 都市計画局長、安藤 開発調整部長、友田 都市景観担当課長、
中西 都市景観担当課長代理、松崎 担当係長、松村 係員

4 議 題

(1)今後の景観施策のあり方について

(2)その他

・都市景観資源検討部会における都市景観資源(生野区・淀川区)の審査結果について

5 議事要旨(審議内容、委員からの主なご意見及び事務局の回答等)

■今後の景観施策のあり方について

○夜間景観の形成に関して、課題、取組みの方向性に記載すべきでは。これまで、ガイドライン等に入っていなかったのは、諸々の課題があったためであるが、今は違う。世界的には景観上、重要な要素とされる。にぎわいだけでなく、歴史景観、水辺景観においても重要である。上位概念として記載してはどうか。具体的には船場地区での夜間景観の形成である。現状では、白いあかりが点き、いかにも前時代的である。景観で方針に明記されないと実現できないのではないか。

○施策全体の課題において、屋外広告物について他施策との連携等、明確に触れておくべきではないか。

○「地域主導の景観まちづくりの支援」について、既に多数の地域で景観形成の取組みがなされている。しかし、これらを建築協定、景観協定に引き上げていくのはハードルが高い。広告物についても、規制ばかりではなく、セルフコントロールができる枠組みを設けるべきである。その際はインセンティブもあった方がよいだろう。

もっとエリマネに振っていく方法があるのではないか。夜間景観についても、光のまちづくりが進められている。市が認定する制度があれば、民間や地域はやりやすくなる。認定の仕組みを研究し、記述

の強化していくべきではないか。

⇒地域ルールについては活用いただける仕組みにしなければいけない。エリマネについては自律運営までの支援、発掘などについても合わせて検討していきたい。

○地域の実態としては、景観づくりも「まちづくり」の一つとして包括的に取り組まれている。他都市では、法で縛らない仕組みで、まちづくりルールなどを決め、地区計画、景観ルール、その他のまちづくりルールの3本柱で進めているところもある。

○景観計画区域の細分化を考えると、テクニカルな内容として、区分(線引き)が難しい。運用指針にも1/2500の図面に線がある方が望ましいとされるが、強制ではない。実務上の考え方も含め、これについては、さらなる研究が必要ではないか。

○夜景については、区域ごとに方針を書いてもよいのではないか。また、工業系と住居系が隣接する地域も多い。計画対象の周辺の状況に配慮して方針を定めるのがよい。臨海部は大規模と小規模が混在するエリアなのでもっとミクロに見ていく方がよい。よく見えるため、特段の配慮が必要である。

○特徴的なエリアに関する施策展開は悩ましい。大阪の地域性を示すもの、風致、まちづくりの実態があるもの、開発があるエリア等が含まれるが、これらがかならずしも重点届出区域になるわけではない。地域認定など、出口は多数あるのではないか。

○景観特性における「特徴的な景観を有するエリア」から景観形成の方針における「特徴的なエリア」を抽出する過程が明記されていないのではないか。

○大規模の誘導は「民」の話であるが、光景観の形成には、道路照明など「公」の役割が大きい。官民それぞれが解決すべき事項が混在している。整理していくのがよい。方針を出して各局がついてくるものにすべき。

○阿倍野の長屋など、「創出」や「形成」といった言葉では実現できないものもある。大規模と歴史とは対処の仕方が違ってくる。誘導対象によって異なる整理が要るのではないか。

○歴史的な建物を生かした景観づくりは新しい建物とは異なる。景観重要建造物・樹木について、これらを用い守っていくものがあるうが、近代建築物というのは限定しすぎである。歴史的建造物など景観的に特色のあるものを位置づけるべき。

○現行制度との関わりとして、旧・美観地区のすべてが重点届出区域に入っていない点について考え方を明確にしておく必要がある。大阪城公園周辺における風致地区など、現行の制度で守られているものは入っていないなどの整理をしておくべきではないか。

○線状の重点届出区域がクロスするところについては、丁寧に考える必要がある。川と道路、中之島と美観誘導路線など。基本的には横滑りであるが、重点的に検討すべき。

○重点届出区域について、「ここは風致でいくので景観は不要」ではなく、ダブルでかけていくことも考え

ていくべき。帝塚山など、担保すべきところは景観でもやっていくべきである。その場合、新たな届出基準も検討が必要であろう。

○基準項目に、照明設備を入れるべきではないか、一部では特段、配慮してほしいという地域もあるだろう。色彩基準があるなら、あかりも検討してほしい。照明設備の誘導は、容易に取り組める。公共施設についても同様であり、方針が示されていると担当各課も整備しやすいのではないかと。例えば公園でのあかりのあるべき姿を入れたらどうか。

○中之島～安治川の剣先や川口の倉庫街については、中之島ゲートも含め、今後誘導していくべきエリアではないか。

○特徴的なエリアの施策展開は多数あるとのことであるが、港については、港湾局の取組みとして進め、今後、如何に都市計画局と連携できるか検討していきたい。築港については、「より一層もてなしを感じられるような景観形成」は現在できていない。赤レンガなど、歴史的景観を形成する方向で方針を記載してほしい。

○景観構造図を具体的な制度に落とし込むとことを前提に見て、施策展開を考えたとき、宙に浮くエリアがある。淀川や安治川などの流域系などがこれにあたる。大和川は現案では入っていないが、将来的には重点届出にするのか。今後どうしていくのか整理がいるのではないかと。

○川口あたりを含め、安治川を海の御堂筋と位置付け土地利用等を検討した経緯がある。市民活動団体も取り上げていく制度があれば書ける地域は多数あるのではないかと。

○重点届出区域については、今後どのように指定してくのか。大阪駅前などについては、景観的にも重要である。デジタルサイネージの緩和の動向もあり、広告物を有効に誘導していく必要がある。

○現在、要綱で担保されている誘導基準が許可基準となるならば、既存不適格の整理や、地元合意の問題が大きいと考えられる。大阪市の場合、地元の反対意見は特に多いのではないかと。多様な面から検討する必要がある。

○景観整備機構に、屋外広告物関係のセクションは入っていないので、今後、入ってもらえばよいのではないかと。

■都市景観資源検討部会における都市景観資源(生野区・淀川区)の審査結果について

都市景観資源検討部会において、生野区と淀川区の都市景観資源について審査を行った結果、生野区については23件中18件、淀川区については5件中3件が最終候補が選定されてことについて事務局より報告があり、都市景観委員会での審議の結果、原案どおり承認された。